



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第602号 令和5年6月27日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
309	歳入の収納の事務を私人に委託した件	企業支援課
310	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スマート林業課
311	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
312	地籍調査の成果を認証した件	同
313	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
314	同	同
315	同	同
316	道路の区域を変更する件	道路整備課
317	歳入の指定納付受託者を指定した件	出納局会計課
318	歳入の収納の事務を私人に委託した件	同
319	同	同

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
8	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第三百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年徳島県規則第六号。以下「平成十二年規則」という。）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

二 平成十二年規則による廃止前の徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和五十九年徳島県規則第二十八号）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

徳島県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	上田計幸	阿南市中林町林崎四三

徳島県告示第三百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町西庄字加茂山及び樋尻川、中屋の一部の地籍図及び地籍簿（西庄六地区

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町西庄の一部（西庄六地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

二一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田十二地区）

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十二地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

三一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町昼間字西谷、打越、サルバミ北及びサルバミ、キト内、城山下、前山の

一部の地籍図及び地籍簿（前山一地区）

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町昼間の一部（前山一地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

四一 調査を行った者の名称

東みよし町

- 2 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
- 3 成果の名称
- 4 東みよし町昼間字土取、前山の一部の地籍図及び地籍簿（前山二地区）
調査を行った地域
三好郡東みよし町昼間の一部（前山二地区）
- 5 認証年月日
令和五年六月二十日

徳島県告示第三百十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町口山字首野八六〇の一及び八六〇の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字下大滝二一、二二、六二の一、六三の一、六三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下大滝二一・六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市木屋平字麻衣四五番二〇の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
129	徳島津田インター	徳島市津田海岸町一五番一七七地先 徳島市津田海岸町一五番一七七地先から 同 五番八〇地先まで	旧	二二・七〇二四・〇	五五・三
			新	二三・七〇二四・〇	五五・三

徳島県告示第三百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務に係る歳入等	指定をした日
株式会社 ジェーシー ビー	東京都港区南青山五丁目 一番二二号	<p>インターネットを利用して納付する 次に掲げる歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 寄附金 六 貸付金の元利償還金 七 徳島県税条例（昭和二十五年徳島 県条例第三十一号）第三条に規定す る県税等に係る徴収金 八 分担金 九 不動産売払代金 十 過料 十一 第一号、第二号、第八号及び前 号に掲げる歳入に係る延滞金並びに 第三号から第六号まで及び第九号に 掲げる歳入に係る遅延損害金 十二 児童福祉法（昭和二十二年法律 第六十四号）第五十六条第二項の 規定による徴収金 十三 生活保護法（昭和二十五年法律 第四十四号）第七十八条の三第一 項の返還額及び徴収額、同条第二項 の返還額並びに同条第三項の返還額 十四 道路交通法（昭和三十五年法律 第五号）第五十一条の四第四項の 放置違反金 	令和五年四月 一日
ユーシー カード株 式会社	同 台場二丁目三 番二号	同	同

徳島県告示第三百十八号

次の表の上欄に掲げる法令の規定により、令和五年四月一日同表の中欄に掲げる事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる私人に委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法令の規定	事務	私人	
<p>地方自治法 施行令（昭和二十二年 政令第十六号）第百五 十八条第一 項及び第百 五十八条の 二第一項</p>	<p>一 次に掲げる歳入（以下「使用料等」という。）の次号から第四号までに掲げる 収納事務の取りまとめ</p> <p>1 使用料 2 手数料 3 賃貸料 4 物品売払代金 5 寄附金 6 貸付金の元利償還金 7 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県 条例第三十一号）第三条に規定する県 税等に係る徴収金 8 分担金 9 不動産売払代金 10 過料 11 1、2、8及び10に掲げる歳入に係 る延滞金並びに3から6まで及び9に 掲げる歳入に係る遅延損害金</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ ビリングシステム株式会社</p>	
<p>二 直営店舗及び加盟店舗における使用料 等の収納事務</p>	<p>株式会社セブン イレブン・ジャ パン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p>	<p>三 加盟店舗における使用料等の収納事務</p>	<p>株式会社しんきん情報サービス</p>
<p>四 スマートフォン等のアプリケーション を利用して納付される使用料等（第一号 の5及び6に掲げる歳入を除く。）の収 納事務</p>	<p>KDDI株式会社 LINE P ay株式会社 株式会社NTTド コモ Paypay株式会社 株 式会社みずほ銀行</p>		

<p>児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) (第五十六条第三項)</p>	<p>一 児童福祉法第五十六条第二項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務</p> <p>三 加盟店舗における徴収金の収納事務</p> <p>四 スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される徴収金の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ ビリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p> <p>株式会社しんきん情報サービス</p>
<p>生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) (第七十八条の三第一項から第三項まで)</p>	<p>一 生活保護法第七十八条の三第一項の返還額及び徴収額、同条第二項の返還額並びに同条第三項の返還額(以下「返還額等」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における返還額等の収納事務</p> <p>三 加盟店舗における返還額等の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ ビリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p> <p>株式会社しんきん情報サービス</p>
<p>道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第 五十一条の 十六</p>	<p>一 道路交通法第五十一条の四第四項の放置違反金(以下「放置違反金」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ ビリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p>

	<p>三 加盟店舗における放置違反金の収納事務</p>	<p>株式会社しんきん情報サービス</p>
	<p>四 スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される放置違反金の収納事務</p>	<p>KDDI株式会社 LINE P ay株式会社 株式会社NTTド コモ Paypay株式会社 株 式会社みずほ銀行</p>

徳島県告示第三百十九号

次の表の上欄に掲げる法令の規定により、令和五年五月一日同表の中欄に掲げる事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる私人に委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法令の規定	事務	私人
<p>地方自治法 施行令（昭和二十二年 政令第十六号）第百五 十八条第一 項及び第百 五十八条の 二第一項</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される次に掲げる歳入の収納 事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条 例第三十一号）第三条に規定する県税等 に係る徴収金 六 分担金 七 不動産売払代金 八 過料 九 第一号、第二号、第六号及び前号に掲 げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第 四号及び第七号に掲げる歳入に係る遅延 損害金 	<p>楽天ペイメント株式会社</p>
<p>児童福祉法 （昭和二十 二年法律第 百六十四号 ）第五十六 条第三項</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される児童福祉法第五十六条 第二項の規定による徴収金の収納事務</p>	
<p>道路交通法 （昭和三十 五年法律第 百五号）第 五十一条の 十六</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される道路交通法第五十一条 の四第四項の放置違反金の収納事務</p>	

徳島県公安委員会規則第8号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月27日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「原動機付自転車（）」を「一般原動機付自転車（）」に改める。

第19条第1項第8号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第28条第1項第1号サ中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に、「別記様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ 法第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講は、別記様式第15号の16の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第28条第1項第3号ア中「別記様式第15号の17」を「別記様式第15号の18」に改め、同号イ中「別記様式第15号の18」を「別記様式第15号の20」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した者には、別記様式第15号の19の特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

別記様式第15号の11（1枚目）中 「住民票 官公庁通知書 住民票 個人
車検証 保険証」を 保険証 官公
番号カード
庁通知書」に、「備考欄」を「受領」に改める。

別記様式第15号の18中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第15号の20とする。

別記様式第15号の17を別記様式第15号の18とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項
第 15 号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

別記様式第15号の16中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第15号の17とし、別記様式第15号の15の次に次の1様式を加える

。

別記様式第 15 号の 16 (第 28 条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
受講者

氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に規定する講習を受講します。

受 講 日

年 月 日

手 数 料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第15号の11の運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書の1枚目は、この規則による改正後も当分の間、所要の調整をして、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている別記様式第15号の18の自転車運転者講習終了証書は、改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の20の自転車運転者講習終了証書とみなす。